

一般財団法人 知恵の継承研究所 会員規約

第1章 会員の種類と定義

当法人の会員は、定款の定めるところの賛助会員として、以下のように構成し定義する。

正会員

- (1) 個人会員：当法人の目的に賛助する意志のある個人
- (2) 法人会員：当法人の事業を賛助する意志のある法人

相互協力会員

- (1) 相互に趣旨を共有する具体的な活動において、当法人の発展に顕著に寄与すると理事会が推薦した専門家、企業または非営利団体。

特別会員

- (1) 当法人の発展に寄与するとして理事会が推薦した者。

研究奨励会員

- (1) 当法人の趣旨に賛同し研究活動に貢献するとして理事会が承認した者。

第2章 会員の諸条件

第1章に基づき、各会員ごとに所定書類を次のように定め、これをもって規約の説明ならびに同意の根拠とする。

- (1) 各会員の詳細条件の記述および手続きに必要な項目を備えた特定の用紙、あるいは、遠隔における契約など環境条件に応じ調整したもので理事会において同等と認めるもの。
- (2) (1)の書類は、本章の第1条から第4条の要項や条件の詳細を定める効力を持ち、当法人の趣旨にそって理事会で適切な改正を行うものとする。
- (3) 会員を検討する者は、その内容への該当の有無にかかわらず、誰でもが各会員諸条件の閲覧を当法人に求めることができ、当法人は速やかに対応する。

第1条 正会員

1. 正会員の入会

- (1) 第1章に適合すると理事会が承認するものとし、特にその他の条件は定めない。
- (2) 正会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書類により代表理事に申し込むものとする。
- (3) 第1章に反するとして、代表理事が会員希望者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

2. 正会員は、当法人が定める入会金及び会費を納入しなければならない。

第2条 相互協力会員

1. 相互協力会員の入会

- (1) 第1章に基づいて理事会の推薦と候補の個人あるいは団体の意志によって会員となる。
- (2) 入会手続きは、当法人活動の普及に貢献する旨を記した理事の推薦書および特別会員候補者の同意が明記された書類によって成立する。

2. 相互協力会員は理事会による定期的な協議によって会員を更新する。詳細は入会時の規約に基づく。

第3条 特別会員

1. 特別会員の入会

- (1) 第1章に基づいて理事会の推薦と候補者本人の意志によって会員となる。
- (2) 入会手続きは、当法人活動の普及に貢献する旨を記した理事の推薦書および特別会員候補者の同

意が明記された書類によって成立する。これらの書類は所定の様式に基づく。

2. 特別会員は理事会による定期的な協議によって会員を更新する。詳細は入会時の規約に基づく。

第4条 研究奨励会員

1. 研究奨励会員の入会

(1) 第1章に基づいて理事会の推薦と候補者本人の意志によって会員となる。

(2) 入会手続きは、当法人の研究活動に貢献する旨を記した理事の推薦書および奨励会員候補者の同意が明記された書類によって成立する。これらの書類は所定の様式に基づく。

2. 特別会員は理事会による定期的な協議によって会員を更新する。詳細は入会時の規約に基づく。

第3章 退会

第1条. 任意の退会

(1) 会員は、入会時に定めた期限において、所定の更新手続きを行わない場合、退会となる。

(2) 会員は、入会時に定めた期限以外であっても、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、退会することができる。

第2条. 自動退会

(1) 会員本人が死亡、若しくは失そう宣告を受けたとき、又は会員である団体が消滅したとき。

第3条 理事会の意志による除名

(1) 入会時に同意した規約に違反したとき。

(2) 当法人の定款に違反したとき。

(3) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4条 抛出金品の不返還

(1) 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は退会にあたって返還しない。著作権を有する知的財産抛出の場合は抛出時の契約書あるいは覚え書きに則った処理を行う。覚え書きが存在しない場合は、双方の話し合いによって決定し、それを記録する。

第4章 会員条件の改定

当法人の趣旨に基づく活動の継続において、質の向上や危機管理面で必要とした場合、理事会によって会員規約の改定を以下の通り行う。

(1) 改訂された条件は当法人ホームページあるいは会員の登録連絡先に向けて発信を行うことで完了とし、発信日から効力を発揮する。

(2) 会員入会あるいは更新時において当法人と会員との双方で同意した内容と相違がある場合は、最新の同意内容が優先される。

(3) 改訂部分が、文章表現上のものなどで、その意味の変更につながらないと理事会で判断した場合は、ホームページでの公開のみとし、会員個人向けの改定案内の対象外とする。

第5章 会員情報の公開

当法人の会員に関して、名簿などの個人情報の公開は、登録時に記載された本人の意思に基づく。また、個人を特定しない情報のうち、一般財団法人法における定め以外の情報公開については、時期、媒体に応じて、理事会において判断するものとする。(例として、出身地、男女数、年齢層、などの属性)